日金協発第２０－１１７号
平成２０年１２月２４日

株式会社小島総業
代表者　小嶋　富吉 殿
（日本貸金業協会会員第００１０１９号）

日本貸金業協会
会長　小杉　俊二

会員権の消滅について（通知）

貴殿は、関東財務局より平成２０年１２月１９日付で、貸金業法第２４条の６の４第１項の規定に基づき、登録取消し処分を受けました。

これに伴い、貴殿は同日付で定款第９条第２項第２号の規定により協会員たる資格を失ったので、定款の施行に関する規則第１１条第２項の規定によりその旨通知します。

以上